

令和3年度（第3次募集） 大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」に係る募集要領

大阪府では、森林環境税※を活用して、バス停やタクシー乗り場のある駅前広場等において、緑の有する気象緩和等の公益的機能を活かし、多くの府民や来阪者が暑くても屋外でバス等を待たざるを得ない場所の暑熱環境の改善に取り組む「都市緑化を活用した猛暑対策事業」の補助対象事業を募集します。

（※「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づく財源）

1 募集する事業の内容

(1) 事業名

都市緑化を活用した猛暑対策事業（以下、「猛暑対策事業」という。）

(2) 事業の趣旨・目的

大阪府においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、暑熱環境が悪化しています。その結果、熱中症患者数が急激に増加するなど、府民の健康に大きな影響が及んでいます。

このため、屋外空間における暑熱環境を改善する取組みの一環として、駅前広場や単独のバス停、駅において、令和2年度から猛暑対策事業に取り組んでいます。

（募集結果については、次のホームページをご覧ください。）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinrinkankyozei/mousyo.html>

(3) 募集する取組み

都市緑化及び暑熱環境改善設備の導入による駅前広場などにおける暑くても屋外で待たざるを得ない場所の暑熱環境の改善

① 猛暑対策事業における都市緑化は、以下のとおりとします。

ア 地上部緑化（敷地の空地、通路等における高・中・低木、芝生等の植栽等（可動式のものにあっては、容量100リットル以上のものに限る。））

イ 建築物緑化（建築物等の外壁、塀等における緑化）

② 猛暑対策事業における暑熱環境改善設備は、以下のとおりとします。

ア 日除けの設置（日光の直射を遮る対策）

イ 微細ミスト発生器の設置（清浄な水を微細な霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）

ウ 打ち水ルーバーの設置（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する対策）

エ 遮熱性塗料の塗布・遮熱性フィルムの貼付（日除け等の日射反射率を高める対策）

オ 再帰性フィルムの貼付（建物の窓や壁面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、地上の歩行者への反射日射を抑制する対策）

カ 保水性ブロックの設置（気化熱を利用して路面等の温度上昇を抑制・冷却する対策）

キ 遮熱性舗装の設置（路面に当たる日射の一部を上空に反射させることにより、路面の温度上昇を抑制する対策）

ク その他暑熱環境改善効果のある設備（環境汚染を発生させるおそれのないもの）

2 補助内容

補助金額・補助率については、以下のとおりとします。

- ① バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停
 - ・ 1事業箇所あたり1事業者への補助金額は1,500万円を上限とし、補助対象経費の1分の1以内とします。(複数のバス停等がある駅前広場も1事業箇所とします。)
- ② 鉄軌道駅のプラットホーム等(改札の内側)
 - ・ 1事業箇所あたり1事業者への補助金額は1,500万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内とします。

ただし、①、②とも補助金の交付額は、総事業費から国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入額を控除した額を算出し、この算出額と大阪府都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表に掲げる補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とします。

3 募集期間

令和3年9月3日(金)から令和3年11月29日(月)まで

4 補助対象者

補助対象者(応募できる方)は、大阪府内の市町村、民間事業者、複数の民間事業者等により構成される団体(以下、「共同団体」という。)です。

なお、次に掲げる者は応募することができません。共同団体で参加する者にあつては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

- ① 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ② 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ③ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者
- ⑤ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ⑥ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

5 募集条件

(1) 実施場所

バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、駅前広場以外に設置されている単独のバス停並びに駅のプラットホーム等の改札の内側で、暑くても屋外でバス等を待たざるを得ない場所であること。

(2) 整備する設備等

整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備は、次の①～④の全てを満たしていること。

ただし、2者以上の補助対象者が、猛暑対策事業の実施計画(以下「共同計画」という。)を共同で作成・共有し、連携して事業に取り組む場合は、共同計画の内容が①～④を全て満たすことで、それぞれの補助対象者が①～④を満たしたものとします。

- ① 都市緑化(既存樹木の樹勢回復を含む。)と暑熱環境改善設備を1設備以上含めること。
- ② 整備する都市緑化は、「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」(以下、「条例」という。)の趣旨に則して、気象緩和など緑の有する公益的機能を維持増進し、暑熱環境の改善に資するものであること。
- ③ 猛暑対策事業を実施する場所には、日射を防ぐ対策を講じること。
ただし、既存の緑陰や日除けがある場合は、この限りでない。
- ④ 十分な暑熱環境の改善効果が図られるよう、整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備が、環境省が策定する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」に記載されている内容に適合していること。

※「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版」(平成30年3月 環境省)

http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guidelineH30.html

(3) 良好な景観形成への寄与

猛暑対策事業を実施する場所の景観法第7条に規定する景観行政団体が定める景観計画に適合した良好な景観形成に資すること。

(4) 関係機関等との事前協議・調整

施設管理者や交通管理者との協議、周辺の店舗等との事前調整、地域の景観への配慮並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び大阪府福祉のまちづくり条例等への適合など、関係機関等との事前協議・調整が整っている、又は整う見込みであること。

(5) 維持管理・運営体制

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備により、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に掲げる耐用年数の期間(以下「耐用年数の期間」という。)、継続して夏の暑熱環境の改善に取り組むこととし、そのために必要な持続的な維持管理・運営の体制が確立されていること。

(6) 補助対象経費の額

整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備に対して適正な金額となっていること。

(7) 暑熱環境改善設備等の整備期間・工程

整備する都市緑化及び暑熱環境改善設備は、令和4年3月25日(金)までに施工を完了することとし、整備期間・工程が適切なものとなっていること。

(8) 看板等の設置

条例に基づく財源を活用して整備したことを表示した看板等を設置すること。

(9) 供用状況の報告

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備の供用状況を、耐用年数の期間、各年度の10月末までに知事に報告すること。

(10) 暑熱環境改善効果等の報告

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備について、整備完了後1年目の10月末までに次の項目について知事に報告すること。

① 夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果

(暑さ指数(WBGT)の計測を複数回実施し、対照地点(基準地点)と比較したもの)

※暑さ指数(WBGT)の計測にあたっては、大阪府が示す手順に基づき、大阪府と事前調

整すること。

② 利用者へのアンケート調査の結果

(整備した暑熱環境改善設備等の利用者へのアンケート調査の結果)

※アンケート調査の実施にあたっては、大阪府が示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

③ 定点での緑視率の測定結果

(猛暑対策事業の実施箇所における整備前と整備後の緑視率の測定結果)

※緑視率の測定にあたっては、大阪府が示す手順に基づき、大阪府と事前調整すること。

※既存樹木の樹勢回復など猛暑対策事業の実施後直ぐには緑視率の変化を測定できない場合は、大阪府と協議の上、後年度に報告すること。

(11) 猛暑対策事業により整備した暑熱環境改善設備等の利用促進

整備した都市緑化及び暑熱環境改善設備が、より多くの府民や来阪者などに利用されるよう広報を行うなど利用促進策を講じること。

(12) 熱中症の発症リスク軽減に向けた独自の取組みの実施

熱中症予防策の普及啓発など、熱中症の発症リスク軽減に向けた補助事業者独自の取組みを実施すること。

6 補助対象経費

猛暑対策事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、かつ設計積算書や見積書等の書類によって金額が確認できる、次に掲げる経費を補助の対象とします。(ただし、補助事業者の人件費は含みません。)

補助対象経費	内 容
工事費	暑熱環境改善のために必要な工事等に要する経費 ※法令等により義務付けられた緑化部分の整備に係る費用については対象外となります。 ■本工事費 <直接工事費> 材料費、労務費、直接経費 <間接工事費> 共通仮設費、現場管理費、一般管理費 ■附帯工事費 ■機械器具費 ■測量及び試験費 (実施設計及びバス停の上屋等の建築確認申請に要する費用を含む。)
備品購入費	猛暑対策事業に係る暑熱環境改善設備等の購入費 (暑熱環境計測器を含む。)
広報費	猛暑対策事業の広報に必要な備品や消耗品購入費、印刷費等 (条例に基づく財源を活用して整備したことを表示した看板等の購入・設置やチラシの印刷に係る経費等)
専門的知識に係る経費	猛暑対策事業を実施する際の有識者等からの意見聴取、専門業者へのデザイン委託等に必要経費

7 事業実施の流れ

(1) 事業への応募～補助金交付決定通知書の受理

事業時期	内 容
9月3日(金)～11月29日(月)	○猛暑対策事業（令和3年度3次募集）への応募
12月上旬	○補助事業（令和3年度3次募集）への応募に対する府からの結果通知（採択決定・不採択決定）の受け取り
12月中旬～	○補助金の交付申請 （交付要綱様式第5号、第6号、第7号、第8号） * 交付要綱第7条第2項に規定する採択決定を受けた場合に、補助金の交付の申請をすることができます。 ○府からの補助金交付決定通知書の受け取り （交付要綱様式第9号） * 事業着手は、交付決定通知書の受理後としてください。

(2) 設備等の整備～府への報告

事業時期	内 容	
令和3年度	(交付決定通知書受理後) ～3月25日	○暑熱環境改善設備等の整備
	(事業完了後)	○都市緑化及び暑熱環境改善設備の整備状況等の府への報告 （交付要綱様式第12号、第13号） * 府による整備状況の確認 ○補助金額確定書の受理 （交付要綱様式第14号） ○補助金の請求 （交付要綱様式第15号）
令和4年度	7月～9月頃 (※7月下旬から8月中旬頃に実施)	○暑熱環境改善設備等の供用開始 * 府による供用状況の確認 ○夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果 （WBGTの引き下げ効果）の調査・把握※ ○夏の昼間における利用者へのアンケート調査※ ○定点での緑視率の測定 ○暑熱環境改善設備等の利用促進の実施 ○その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施
	10月	○府に対し、以下の項目を報告 ・暑熱環境改善設備等の供用状況 （交付要綱様式第16号） ・暑熱環境改善効果等 （交付要綱様式第17号） ・夏の昼間における暑熱環境改善の定量的な効果 （WBGTの引き下げ効果） ・夏の昼間における利用者へのアンケート調査結果 ・定点での緑視率の測定結果 ・暑熱環境改善設備等の利用促進の実施状況 ・その他、熱中症予防策の普及啓発など、熱中症発症リスクの軽減策への独自の取組みの実施状況

8 応募の手続き

猛暑対策事業に関する応募手続等は、以下のとおりです。

本募集要領の内容を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要領の配布方法及び応募書類の受付

① 募集要領配布方法

大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori kaku/shinrinkankyozei/reiwa3nendobosyuu.html>

からダウンロードしてください。(郵送による配布は行いません。)

② 応募書類受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年11月29日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

③ 応募書類提出方法

応募書類は、事前に連絡の上、必ず受付場所に持参してください。

(郵送による提出は認めません。)

④ 受付場所

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階

電話番号：06-6210-9558

⑤ 費用の負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

① 大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」への応募について(別添応募様式)

：正本1部、副本4部

② 事業計画書(交付要綱様式第1号)：正本1部、副本4部

③ 共同団体で応募する場合

共同団体届出書(交付要綱様式第2号)：正本1部、副本4部

④ 2者以上の補助対象事業者が連携して猛暑対策事業に取り組む場合

共同計画書(交付要綱様式第3号)：正本1部、副本4部

⑤ 誓約書(交付要綱様式第4号)：正本1部、副本4部(応募事業者が、市町村の場合は不要)

なお、補助事業の採択後、補助金の交付申請時には、交付要綱第8条に基づき、以下の書類の提出を求めます。

ア 交付申請書(交付要綱様式第5号)

イ 事業計画書(交付要綱様式第1号)の写し

ウ 補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要(交付要綱様式第6号)

エ 導入(予定)施設が自らの所有物であることを確認できる書類(自らが所有する施設でない場合、導入(予定)施設の所有者に同意を得たことがわかる書類)

オ 納税証明書(未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの)

(応募事業者が、市町村の場合は不要)

・ 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

(大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの)

・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 要件確認申立書(交付要綱様式第7号)

キ 暴力団等審査情報(交付要綱様式第8号)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る補助事業の採択のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

① 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類については、応募申請を当課で受領後、データを電子メール

(アドレス：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)にて提出してください。

② 表紙及び背表紙には、実施場所と応募事業者名を記入してください。

<記入例>

「都市緑化を活用した猛暑対策事業応募書類一式

(〇〇駅<駅名もしくはバス停名>) △△市<応募事業者名>」

③ 書類提出後の差し替えは認めません。

(大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除きます。)

9 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和3年9月3日(金)から令和3年11月19日(金)午後5時まで

(2) 質問提出方法

電子メール(アドレス：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp)により受け付けます。

なお、電子メールの件名は「【質問：猛暑対策事業】」としてください。

① 電子メール送信後、必ず電話でメール着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで)

電話番号：06-6210-9558

② 質問への回答は、大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midorikikaku/shinriinkankyozei/reiwa3nenndobosyuu.html>

に掲示します。

個別に回答はしませんのでご注意ください。

10 補助事業採択の考え方

多くの府民や来阪者が駅前広場等での暑熱環境の改善の効果を受益できるように、駅の乗降人員数等を基本とし、以下の事項についても勘案の上、予算の範囲内で補助事業を採択します。

○ 2025年大阪・関西万博やインバウンドの増加を見据えた来阪者の利用状況

○ 暑さの影響を受けやすい高齢者の利用状況 等

11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階

電話番号：06-6210-9558 ファクシミリ番号：06-6210-9551

E-mail：midorikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp